

京都市告示第 232 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 21 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
東第二経17号線	左京区田中上柳町55番地の1地先内	旧	メートル 47.00	メートル 2.90 ~ 4.30
		新	47.00	3.05 ~ 8.50
榎原39号線	西京区榎原久保町7番地の1地先から 同町7番地の3地先まで	旧	20.40	4.65 ~ 5.69
		新	20.40	5.64 ~ 6.05
小栗栖緯10号線	伏見区小栗栖小阪町64番地の3地先から 同町62番地の24地先まで	旧	19.00	5.97 ~ 6.01
		新	19.00	6.01
久我11号線	伏見区久我西出町9番地の5地先から 同町9番地の1地先まで	旧	80.40	3.00 ~ 3.10
		新	80.40	6.00 ~ 6.03

久我50号線	伏見区久我御旅町10番地の15地先から	旧	75.60	1.90
	同区久我森の宮町4番地の7地先まで	新	74.30	6.00 ~ 6.02

(建設局土木管理部道路明示課)